

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	令和7年度物価高騰対応水道料金減免事業	①物価高騰の影響を受けている生活者・事業者の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金を減免する。 ②水道会計に繰り出し、水道料金の減免に係る費用 ③(繰り出し金内訳) 基本料金10か月分減免(R7.6月請求分～R8.3月請求分) 1,540円×10か月＝15,400円 15,400円×1,500件＝23,100,000円 ④上水道を利用している生活者、事業者(町、県、国の公共施設を含まない)	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	湯前町LPガス価格高騰対応生活者支援事業	①物価高騰の影響を受けたLPガス使用世帯に対し、県LPガス協会を通して料金の一部を補助することにより、LPガス使用世帯の経済的負担を軽減する。 ②補助金 ③補助金(600世帯×5,000円)＋事務費(1,000,000円) 県交付金充当額 2,000,000円 ※事務費については、県内事業実施市町村で、支援世帯数で案分し負担。 ④ 湯前町内LPガス使用世帯(600世帯)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	湯前町高校生等物価高騰教育費支援事業	①物価高騰の影響を受けている高校等に通う学生(16歳～18歳)の保護者に対し、給付金を支給することで、物価高騰による保護者負担の軽減を図る。 ②補助金 ③30,000円支給 91人×30,000＝2,730,000円 ④湯前町に住所のある高校等に通う学生の保護者	R7.5	R7.9
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応小中学生教材費等支援事業	①物価高騰の影響を受けている小中学に通う生徒の保護者に対し、学校に支払う教材費を給付することで、物価高騰による保護者負担の軽減を図る。 ②補助金 ③【上限額】 1年生 11名×10千円＝110千円 2年生 20名×12千円＝240千円 3年生 18名×14千円＝252千円 4年生 25名×14千円＝350千円 5年生 32名×15千円＝480千円 6年生 29名×25千円＝725千円 中学生98名×25千円＝2,450千円 計4,607千円 ④湯前町に住所のある小中学校の生徒の保護者	R7.5	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応未就学児支援事業	①物価高騰の影響を受けている町内在住の未就学児の保護者に対し、給付金を支給することで物価高騰による保護者負担の軽減を図る。 ②給付金 ③5,000円定額給付 給付金:101人×5,000円＝505,000円 事務費:23,667円 振込手数料 123円×69件＝8,487円、通信費 110円×69件×2回＝15,180円 合計:528,667円 ④湯前町に住所のある未就学児の保護者	R7.6	R7.8
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	湯前町LPガス価格高騰対応生活者支援事業(R7予備費対応分)	①物価高騰の影響を受けたLPガス使用世帯に対し、県LPガス協会を通して料金の一部を補助することにより、LPガス使用世帯の経済的負担を軽減する。 ②補助金 2,000円 ③補助金(600世帯×2,000円)＋事務費(600世帯×300円) 県交付金充当額 690,000円 ④ 湯前町内LPガス使用世帯(600世帯)	R7.9	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	湯前町球磨焼酎蔵元支援給付金	①米価高騰の影響を受けている球磨焼酎蔵元に対し、給付金を支給することで、安定的な経営の継続を図る。 ②給付金 ③給付金 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に給付対象事業者が購入した原料米 30キログラム×1千円(上限1,000千円) 1,000千円×2事業所＝2,000千円 ④町内に事業所のある球磨焼酎酒造組合に加入し、球磨焼酎製造業を営む蔵元	R7.12	R8.3